

## 職員の勤務労働条件について（本交渉）

令和8年2月5日（木）

局 側：環境局総務部長他

組合側：大阪市職員労働組合環境局支部 支部長他

（局 側）

ただいまから、「2026年度業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する申し入れ」をお受けする。

《 組合側から局側へ要求書手交 》

（組合側）

それでは、私の方から、「2026年度の業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する申し入れ」にあたり、一言、申し上げておきたい。

私たちが担っている環境行政・廃棄物行政は、市民生活と密接に結びつき、日常生活に直接的な影響を及ぼす事業であると考えている。そのため、拙速な事業推進ではなく、事業のあり方そのものを十分に検討したうえで、着実に進めていくことが重要であると考えている。当支部には、企画立案に携わる組合員に加え、市民や事業者に対して公権力を行使しながら事業を遂行する組合員も多く在籍している。こうした業務を適正に進めるためには、職員一人ひとりが十分な知識と情報を持ち、公正かつ適切に職務を遂行できる体制が不可欠であり、その前提として、業務に見合った要員配置が極めて重要であると考えている。

「働き方改革関連法」の改正により、環境局においても、時間外労働の削減に向けた取り組みが進められていると認識しているが、単に上司から一方的に削減を指示するのではなく、各組合員が抱える業務量の精査や平準化を行い、業務と削減指示の板挟みで組合員が苦しむことのないよう、適切に取り組むことを強く求めておく。また、時間外労働の上限を、職場の雰囲気や上司からの無言の圧力、あるいは組合員自身の判断によって「サービス残業」で補うことがないよう、環境局として引き続き、打刻時間と超過勤務命令との関係を的確に把握するとともに、その実態を踏まえた適正な要員配置を行うことを求めておく。

あわせて、各環境事業センター等において例年締結されている「36協定」についても確実に遵守されるよう、各職場の命令権者に対し十分な周知を図ることを求めておく。万が一、「協定」で定めた以上の超過勤務が発生する見込みとなった場合には、事前に労働組合と協議を行っていただきたい。

近年は、各種感染症による出勤停止や、台風等の自然災害に伴う鉄道各社の計画運休など、職場への出勤が困難となる事態が相次いでいる。こうした状況を踏まえ、テレワーク環境の整備や、さまざまな事態を想定した対応計画の策定、ならびにそれらを事前に職員へ周知しておくことが

重要であるとする。現場の混乱は、労働条件への影響にとどまらず、結果として市民生活や非常時対応業務そのものにも影響を及ぼす。非常時においても業務を継続できる要員体制の構築、課題の抽出と整理、改善の積み重ねに加え、将来想定されるさらなる非常事態に対応できるノウハウを持った人材の育成・確保についても、取り組みの充実を求めておく。

現在、「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン3.0」に取り組む中で、センター集約化に向けた計画が策定された。大きな課題については、すでに職従協議会として申し入れたので、ここでは触れないが、センター集約化が組合員に及ぼす影響は小さくない。市民や、そこで働く職員の負担の上に成り立つ集約化とならないよう取り組んでいただき、また、今後出てくるであろう、要員を含む各種課題についても協議や情報提供に尽くすよう求めておく。

令和4年5月に、技能職員における転任制度等が見直された結果、主事への転任のハードルは相当低くなったと認識している。しかしながら、応募者が増加するなどの効果は十分に表れていない。事業担当主事の平均年齢を踏まえ、中期的な視点で考えると、事業担当主事の要員にかかる課題は、今後非常に大きなものとなることが想定される。また、この要員課題は環境事業センターの要員課題とも直結しているものとする。主事の要員課題について、今後の方向性が示されるのであれば、明らかにしていただきたい。

これまで私たちは、「業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する交渉」を毎年行う中で、「業務内容・業務量に見合った執行体制の構築」が必要であり、「仕事と人」の関係を慎重に整理したうえで、それに見合った要員配置を行う必要があることを、繰り返し申し上げてきた。今後の交渉にあたっては、環境局として今後の事業展開や機構改編等についての考え方を早期に明らかにするとともに、具体の要員確保においては、業務に見合った人員の確保はもとより、新たな要素等についても必要人員数を明らかにしたうえで、適切な交渉および配置を行うことを求めておく。

それでは、具体の要求について、書記長より申し上げる。

《 申入れ文書を読み上げ 》

(局 側)

それでは、本日時点で把握している病気休職者・育児休業者及び産前産後休暇者数を申しあげる。病気休職者は6名、育児休業者7名、産前休暇取得者は1名となっている。次に、課長代理級以下の退職予定者数等について申し上げる。本日時点の年度途中退職者数は、事務職員1名、技術職員1名の計2名、令和8年3月末での退職予定者数は、事務職員2名、技術職員3名、薬剤師1名、事業担当主事3名の計9名、また、令和8年度に暫定再任用を希望されない方の人数については、事務職員2名、技術職員2名、の計4名となっている。

それでは、申し入れにかかる回答については、その要求項目の内容を精査し、後日改めて回答するが、現時点の認識について述べる。

働き方改革についてであるが、本市では「大阪市働き方改革実施方針」を策定して、職員が安

心して能力を発揮できる職場にしていくために「信頼感・安心感」、「柔軟性」、「スマート化」の3つを必要な観点とし、「ひとりひとりを大切にする職場」をめざし、その実現に向けた具体的な取組を構築していくこととしている。当局としても、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの推進は重要な課題であると認識しており、働く意欲・能力を存分に発揮できるよう、休暇取得の推進はもちろん、職員の労働環境等について、労働基準法や働き方改革の趣旨を踏まえ主体的に対応してまいりたい。

また、育児休業等取得者及び病気休職による欠員の対応として、次年度以降も引き続き、本務職員による代替措置を総務局に要望してまいりたい。

次に、各種感染症拡大や自然災害時等、非常時の対応についてであるが、出勤が困難となった場合にテレワークが利用できる職場環境、若しくは出勤困難者が休暇を取得できる体制作りに向けて、日ごろから非常時を想定した業務の優先順位の精査や緊急時の業務対応マニュアル等の備えが重要であると考えている。そうした備えを個々の職員が認識していないことのないよう、職員への周知方法も含め、今後も継続して課題の整理と改善に取り組んでまいりたい。

次に、当局が推し進める「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン3.0」の取組についてであるが、昨年3月にハード、ソフト両面でスリム化・リニューアルを行うことで財政負担を軽減し、持続可能な運営体制の構築をめざす「新しい環境事業センターについて」を策定したところであり、様々な課題等につきましては、すでに申し入れをお受けしているが、種々の課題を解決しながら本取組を進めるにあたっては、労働組合のご理解と職員の尽力なしには実現できないものであると認識しており、ご協力をよろしくお願いしたい。

次に、事業担当主事補への職種変更等についてであるが、令和3年度から選考方法を変更し、昨年度の4名に続き、今年度は3名の応募があった。しかしながら、今後も同様の応募状況が続くとは見込み難しく、今後の事業担当主事の退職による欠員補充が困難となることが想定される。令和5年4月に本市で初めて事業担当主事から係長級への昇任者を配置して以降、毎年1名の昇任者を配置していることから、現職の事業担当主事のモチベーションについては、一定程度、向上を図ることができていると考えているが、事業担当主事・主事補の担い手が枯渇している状況は変わっていないと認識している。事業担当主事制度については、「大阪市労使関係に関する条例施行規則」第4条に掲げる「各所属が適法に管理し、又は決定することができるもの」に該当しないことから、当局での交渉事項とはなりえないが、主事制度にかかる現状と課題については、これまでも総務局と設置に至る経過や認識を改めて共有し、今後の課題やそれに伴う対応等について協議を進めており、引き続き新たな担い手の募集に努めつつ、今後、事業担当主事の退職が重なった場合に事業運営が困難とならないよう、退職欠による要員不足をいかに埋めていくか、引き続き総務局と協議してまいりたい。

最後になるが、改めて、職員の勤務労働条件に変更が生じる場合には、適宜協議したいと考えており、ご理解とご協力をよろしく願います。

(組合側)

ただいま、総務部長から現時点における回答を受けた。

その中で、「大阪市働き方改革実施方針」に基づき、ワーク・ライフ・バランスの推進は重要な課題であると認識しているとの説明を受けた。休暇取得の推進はもちろん、組合員がより健康的に、不安を感じることなく、安心して働くことのできる魅力ある職場環境の構築に努めていただきたい。

また、事業担当主事の欠員補充に対する現状について見解を述べられ、主事制度の課題・改善について関係先との協議を行っていく旨の回答をいただいた。これまで私たちは、繰り返しになるが、『仕事と人』の関係整理に基づいた要員の配置、いわゆる適正配置方式による要員配置を求めてきています。コロナ禍以前、連年にわたり要員配置数の見直しが繰り返し行われてきた中で、これまで事業が円滑に運営できているのは、組合員一人ひとりの献身的な努力により局事業が支えられていることを再度、確認しておきたい。

今後も、労使が創意工夫をしながら、今日を乗り切っていかなければならないと考えており、「要員問題」を含め、勤務労働条件に関わる内容については、組合と十分協議され、当局として責任ある対応を図っていただくことを求め本日の交渉を終えたいと思う。

(局側)

以上で本日の交渉を終了する。